

令和5年3月3日

小野寺委員

公明党の小野寺です。よろしく申し上げます。私から、まず、県立特別支援学校における医療的ケア児への支援についてお伺いをいたします。先日の本会議でも代表質問で医療的ケア児の通学支援について取り上げさせていただきましたので、それを中心にやや詳細にわたってお尋ねをしようと思います。

まず、今、県立特別支援学校にいる医療的ケア児が約230名在籍しているということなんですけれども、これはどのような医療的ケアが具体的に必要になっているのか、ここを教えてください。

特別支援教育課長

県立特別支援学校に在籍している医療的ケアを実施している児童・生徒、いわゆる医療的ケア児は、取組を開始しました平成15年の約50名から約4.5倍に増加しています。医療的ケアの内容については、たんの吸引や胃ろう、または腸ろうによる経管栄養など様々で、1人で複数の医療的ケアを必要とする状況や酸素療法、人工呼吸器療法といった高度な医療的ケアも増加傾向にあります。医療的ケアの実施は基本的に教員が看護師と連携、共同して実施しておりますけれども、こうした高度化、複雑化した医療的ケアについては、看護師が直接実施する場面が増加しているという実情がございます。

小野寺委員

平成15年度から4.5倍に増えているという中で、当然その内容もどんどん複雑化しているということは想像ができます。そういった中で、看護師さんの配置というのはどういうふうに行っているのでしょうか。

特別支援教育課長

これまで県立特別支援学校の看護師配置については、医療的ケアの重症度に応じて必要な看護師数を算出することで、おおよそ医療的ケア児4名に対して看護師1名の配置を進めてきました。そうした中、昨年度施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、学校設置者に対し、医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援が受けられるようにするため看護師の配置等の必要な措置が求められております。そうしたことから、法の趣旨や高度化、複雑化する医療的ケアの実情を踏まえ、これまでの看護師配置の考え方に加えまして、気管切開をして人工呼吸器を使用している医療的ケア児1名に対しては看護師1名を配置するということといたしました。

こうした考え方の下、令和4年度は12名増の計69名と大幅に増員いたしまして、令和5年度の当初予算案でもこの体制を維持するため、3名増の計72名の看護師を配置するための予算を計上しております。

小野寺委員

重症児に対しては1対1も必要ということで増員が必要だということで理解いたしました。

また、今年度から救急救命士の資格のある事務職員の方が県立特別支援学校に配置されたと承知しておりますが、これはどのような医療的ケアに従事をし

ているのでしょうか。

特別支援教育課長

今年度から救急救命士の資格がある事務職員を県立特別支援学校に3名配置しまして、事務職員として事務室で勤務しております。これらの職員は、医療的ケアを担当する教員と同様に、医療的ケアの従事に必要な研修を終了した上で教員を補完する形でケアに従事しております。

小野寺委員

今お聞きした、教員を補完する形ということだと、具体的にはどのように行うのでしょうか。

特別支援教育課長

救急救命士資格がある事務職員は、医療的ケアのチームの一員として担当する子供が同じである教員が休暇等を取得する際や出張の際にケアに従事しております。また、胃ろうや腸ろうから栄養を摂取する経管栄養が必要な子供に対し、昼食時に医療的ケアに従事しております。こうした連携によりまして、校内における医療的ケアの実施体制の充実を図っております。

小野寺委員

この医療的ケア児への支援というのは、今お聞きするとやはり大変な人的な資源も必要だというふうに思うんですね。なかなか、先ほど看護師さんの話も聞きましたけれども、この療育部門を担う医療人というのは少ないという実情もあると思うんですが、そういうことも含めて、例えば国に対して医療的ケア児への支援、要望はどんな形で行っているのでしょうか。

特別支援教育課長

医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、学校に配置する看護師の定数措置や財政支援について国に要望しております。また、医療的ケア児がスクールバスに乗車する際に、看護師だけでなく救急救命士等で医療的ケアの資格がある者が医療的ケアを実施できるよう要望しております。今後も引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

小野寺委員

今おっしゃった要望に対して、国からの反応というのはどんなものがありますか。

特別支援教育課長

国に継続的に要望を行っているところではございますが、なかなか具体的な支援というものが行われてないというような状況ではございますが、引き続き国に要望してまいりたいというふうに考えております。

小野寺委員

承知しました、ありがとうございます。次に、代表質問でもお尋ねをした通学支援について確認をいたします。現在の医療的ケア児への通学支援の現状について、まず教えてください。

特別支援教育課長

医療的ケア児の通学につきましては、スクールバス内で安全に過ごせることが認められる子供はスクールバスで通学しております。また、気管カニューレの抜去の心配や酸素の管理が必要といった、スクールバスを停車して実施する

医療的ケアの可能性が低い子供については、看護師がスクールバスに同乗して個別に対応することによりスクールバスで通学をしております。

一方で、人工呼吸器等の高度な医療的な機器の管理が必要といった、スクールバス内での対応が難しいため保護者が送迎していた子供に対しまして、福祉車両等を活用した通学支援の取組を始めたところでございます。

小野寺委員

今保護者の方が送迎をしていたお子様たちの中で必要な児童・生徒に対しては福祉車両を使ってということなんですが、それで現状でどのぐらいの人数というか、児童・生徒がその福祉車両を使っているんでしょうか。

特別支援教育課長

今年度は試行的な取組ということで行っておりますが、今年度実際に約30名のお子さんがこの福祉車両を活用して登校されていらっしゃると思います。

小野寺委員

福祉車両、たしか資料を見ると現状10台ということなんですが、10台で30人のお子さんたちのいろいろ通学支援を行っていたということなんですか。

特別支援教育課長

今年度は5地区、10校、10台で行っている取組でございまして、その10台を活用する中で約30名の方がこの通学支援の取組に参加されて通学をされているというような状況でございます。

小野寺委員

分かりました。そうすると、この福祉車両を活用した通学支援の取組ですね、これからどのような形で行っていくのか、それを御説明ください。

特別支援教育課長

この通学支援の取組ですけれども、今年度は5地区10校において試行実施してまいりましたけれども、次年度以降はこの取組を医療的ケアの通学支援が必要なお子さんが在籍する学校17校全校で進めていくというような想定でございます。

小野寺委員

そうして事業を拡大するというのは理解をするんですけれども、それを担っていただく事業者ですね、それをどういうふうに確保していくのか、そこを教えてください。

特別支援教育課長

今年度の試行の取組の中で行ってまいりました事業者の確保についてですけれども、保護者が日頃から利用している福祉車両を手配する事業者ですとか、訪問看護ステーション等に通学児の対応について学校と共に相談や調整を進めるという形で行ってまいりました。また、そうした事業者との対応が難しい場合については、教育局が保護者や学校と共に地域の事業者と調整をするなどということもございます。教育局としては、通学支援の取組をタクシー協会や訪問看護ステーション協議会等を通じて各地域のタクシー会社等の車両を手配する事業者ですとか、訪問看護ステーション等に情報提供することにより、事業者の確保に努めております。

小野寺委員

今年度大幅に拡大をしていただくということで、これ評価をさせていただきたいのですが、やはりそれを担う事業者の確保ですね、これもそんなに簡単なことじゃないと思いますので、そこもしっかり努力いただきたいというふうに思います。

あと、先ほどありましたように、やはりこのケアが高度化、複雑化する中で看護師さんの確保、これも大変だと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

私たちも機会があれば、しっかり国会議員等を通して国に県が要望している内容をしっかり後押しをさせていただきたいとも思っておりますので、今後とも医療的ケア児の支援の充実に、どうぞ努めていただくようお願いいたします。

次に、教員の働き方改革について何点かお伺いします。これは、先行会派でもいろいろな議論がありましたので、もしかすると重複する部分があるかもしれません、御容赦いただきたいというふうに思います。

これは、先ほども話が出ましたけれども、様々な人的な支援を行っているんだけれども、でも、やはり働き方改革の取組が進んでいるという実感をしている教員というのは、この調査によると約23%にとどまっていると。本当に学校、教員の働く職場というのは本当にブラックだというふうに、そうした評判が広がって教員の確保ができなくなると、実際に教員を志す若い方々が減っていくということになると、当然教育の質自体が低下する懸念もありますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

時間外在校等時間、これ45時間を超える教職員の割合が全体では前年度より減っているようなんですけども、中学校は増加している。この要因についてどういうふうに分析されているのか、お知らせください。

教職員企画課長

時間外在校等時間が45時間を超えます中学校の教員の割合が増加していることについてですが、令和3年度は学校活動がコロナ禍で制限されていたのに対し、令和4年度は学校活動や部活動などがコロナ禍以前の状況に戻りつつあることが要因としては考えられます。しかしながら、このことはほかの校種にも当てはまることで、中学校のみが増加している明確な理由は現時点でははっきりしておりません。今年度実施している教員の勤務実態調査の結果などを踏まえて考察していきたいと考えております。

小野寺委員

例の御説明いただいた勤務実態調査ですね、先ほども言及がありましたけれども、これはどういう調査なのか、対象者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

教職員企画課長

まず、今年度国が教員の勤務実態を把握して今後の教育環境の改善につなげるために、教員の業務内容ごとの勤務時間数などについて全国的な勤務調査を実施しています。また、県教育委員会といたしましても、国の調査に合わせまして昨年の10月から11月にかけて小学校60校、中学校が30校、高等学校が

23校、特別支援学校が7校を抽出しまして国と同様の内容の調査を独自に実施しております。

なお、調査対象数は、概算でございますが、小学校で1,500人、中学校で800人、高等学校で1,300人、特別支援学校で600人の、合わせて約4,200人となっております。

小野寺委員

かなり大規模な調査だというふうに思うんですけども、これ先ほど御説明あった国と同様の内容でということなんですが、それ、すみません、どういう中身なのか教えていただけますか。

教職員企画課長

先ほど申し上げた抽出した学校にフルタイムで勤務する管理職を含めた教員に対しまして調査を実施しております。各学校で決めました任意の7日間の調査期間の業務内容につきまして各教員が、例えば授業準備や学習指導、生徒指導、部活動指導などの業務分類ごとに30分単位で何を行ったのか記録する内容となっております。あわせて、学校から退勤した後のいわゆる持ち帰り業務の内容や従事時間、勤務時間内に行った新型コロナ関連業務に対応した時間帯等につきましても調査しております。

小野寺委員

かなり細かい、先ほどもちょっと話出ましたけれども、学校の先生にもなかなかこれが負担になるのかなというぐらい細かい調査になっていると思うんですが、この調査結果をどういうふうに分析して今後の取組につなげるつもりなのか、現時点でのお考えがあれば伺いたいと思います。

教職員企画課長

勤務実態調査では、業務分類ごとに教員がどのぐらいの時間をかけているのか、それが学校にいる間なのか、退勤後なのかということが集計されることとなります。そうした調査結果を基にどのような業務が実際に教員の負担になっているのか、それらの負担に対してどのようなサポートが可能なのか、そういったことについて検討していきたいというふうに考えております。

小野寺委員

分かりました。一方で、先ほど先行会派の議論にも出てきました意識調査ですね。私が一番この中で何とかならないのかなというふうに感じるのは、もちろんこれは人を増やしていくというのは、言ってみれば仕事そのものの改革というよりは、人を増やして1人当たりの業務量を減らしていくということなんだけれども、仕事への向き合い方そのものを変えていくというのが、本来の私は働き方改革だと。その中で、当然業務量が多過ぎるとか業務分担に偏りがあるというのは、これは様々要因があるんだというふうに思います。ちょっと後ろ、今回の資料を見ても、例えばICTに精通した教職員にどうも負担が偏ってしまうとか、そうしたこともあるんだろうと。業務量が多過ぎるといえるのは、これ全体のことなのでいろんな方に共通するんだと思いますが、この中で、効果や意義がないと感じる業務でも廃止できないという項目があるんだよね。これは、学校に限らず、どんな職場にもあることなんです。なんだけれども、この効果や意義がないと感じる業務というのは、これどんなことだというふう

に想定されていますか。

教職員企画課長

今回の意識調査で出てきました効果や意義がなくても廃止できないといった意見につきましては、内容自体は細かくは把握しておりませんが、管理職側の意見ではなく教員側、あくまで教員側の意見ということなので、本当に必要がない業務かどうかというのは、現時点では分かっておりません。

小野寺委員

恐らく、これ勤務実態調査で把握できるのか分かりませんが、教育委員会というのは、本当に学校の現場と非常にいろんな課題を共有できるお立場にいらっしゃるんだと思うんですよ。改めてアンケートなどで調べなくても皆さんはよく現場のことを御存じなんだろうから、効果や意義がないと感じる業務でも廃止できないと現場の先生方が感じているのであれば、それはある程度想定がつくというか、ある程度御自身のいろんな経験やあるいはこれまでいろんな先生方からいろんなお話を伺っていると思うんですね、その中で大体分かりそうなものなんじゃないかというのが私の率直な感想なんですけれども、そこ、いかがですか。

行政部長

特段アンケートを取ったという客観的なものではございませんが、私が過去教育委員会にいる中で管理職の方々、それから教員の方々とお話する中で御意見を頂いている中では、例えば決裁の過程が、決裁を取らずにやりたいんだというような、極端な話ですとそういう御意見もありますし、あるいはいろんな調査についてちょっと内容が理解しかねる、内容が細かくてちょっと調査しづらいとか、そういった様々な御意見があります。したがって、改善すべきものもあれば、このまま継続するものもあると考えております。

それで、これまでも教育委員会からの学校現場への調査ものだとかというものも度々精査をしまして、やめるものはやめるというような対応も取っているところでございます。

したがって、今課長が申し上げましたとおり、教員の方々にとって負担になっているという部分が多々あると思いますけれども、必要なもの、それから廃止しても構わないもの、こういったものも引き続き精査しながら取り組んでいきたいと考えております。

小野寺委員

私たち別に教育の現場だけでなく、もう結論は分かっているんだけど、その結論を一応意味づけるために後づけの理由をいろいろ考えて書類だけを整えたりとか、本当にばかばかしいなと思う仕事なんて幾らでもあるので、その辺りちゃんと把握をしていただきたいというふうに思います、より子細にですね。今私、すみません、効果、意義がないと感じる業務、これいきなりお聞きしていろいろ戸惑ったところもあると思うのですが、こういった意見が現実にあるわけですから、これ具体的中身をしっかりと把握することが大事だというふうに思います。この内容の把握について今後どういうふうに取り組んでいこうとされているのか、お聞きしたいと思います。

## 教職員企画課長

今年度実施している勤務実態調査では、あくまで量的な調査、教員がどのような業務にどれだけ時間をかけているのかといったあくまで量的な調査で、質的内容は含まれておりません。

そこで、来年度実施します教員の意識調査を実施する際に、効果や意義がなくても廃止できない具体的な業務内容につきましてアンケート項目に追加して入れるなど、現場の教員がどのような業務に負担を感じているのか把握できるように、今後調査項目を検討していきたいと考えております。

## 小野寺委員

今、量的、質的という言葉が出ましたけれども、教員に対するニーズというのはどんどん時代によって変わってきていることもあって、以前は必要だったかもしれないけれども、今の教員にとってはなかなかその意味が感じられないということもあると思います。今おっしゃった勤務実態調査を分析して、これは業務の量的な負担軽減、これを図ろうとされているわけですが、同時に意識調査などもしっかりと活用していただいて業務の質的な改善も図っていただいて、先生方が現場でやりがいを持って教壇に立つことができる環境整備を図っていただくように要望いたします。

次の質問に入ります。次は、障害者雇用の取組について伺いたいと思います。これも先行会派で様々御質問がありましたので、重複はできるだけ避けながらお尋ねしたいというふうに思っています。

2018年に障害者雇用の算定誤りというのがあって大きな問題になっていたときに、たしか私も文教常任委員会に所属をしていたという記憶をしています。そのときには法定雇用率へのプレッシャーというのがあって、どうしても甘くなってしまうみたいなのがあったというふうにも教育委員会のほうからお聞きしました。そのときに正しい基準で再調査をやった。そのとき、たしか2.28%から1.66%に障害者雇用率が落ちたというふうに記憶しているんですね。それが、今回の資料を見ますと令和4年12月31日現在で2.61%まで達したということで、この間の御努力には率直に敬意を表したいというふうに思っています。

以前、ともに生きる社会かながわ推進特別委員会の視察で広島県に伺ったときに、やはりどうしても障害者雇用に教員の数で満たそうとしてもなかなか難しい、これそもそもそういう障害者の方で教職の資格を持っている方が少ないということもありますから難しい。そうすると、先生方のお仕事を支える役割を担う方々、そうした方々をできるだけ障害をお持ちの方をそこに雇用することによって雇用率を上げていくという取組をしているということをお聞きをしました。同時に、これ仕事のやり方だとか同僚との関係だとか、そういうところに丁寧な配慮が必要だということも、そのときに感じた次第でございます。

本県においても令和2年4月に神奈川県教育委員会サポートオフィスというものを設置をして、障害者雇用の取組を進めているということは承知をしています。これ、先行会派からもいろいろありましたけれども、そのことに関して何点か伺いたいのですが、今雇用しているサポーターですね、このサポートオフィスで。この方々は、例えば身体障害、知的障害、精神障害、種別がありま

すけれども、どのような人数割合になっているのか。それぞれどういった、これ4職種あると思うんですが、傾向としてどういうところにどういう障害の方が関わってくるか、そこに所属をされているのか、それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

教育局管理担当課長

まず、サポートオフィスのサポーターの障害の種別ごとの割合ということでございますけれども、直近の数字で申し上げますと12月31日現在で、身体障害者の方が37人で約20%ぐらい、知的障害の方が26人で約14%、精神障害の方が125人で約66%、こういった割合になってございます。

あと、その4種別ごとの区分ということでございますか。詳細なものは、例えば技能サポーターとかで申しますと知的障害の方も比較的多めになっている、そういう状況はございます。ちょっと内訳の数字は、手元にはございません、恐縮でございます。

小野寺委員

例えばICT支援員というのは、どういう障害をお持ちの方が多いんですか。

教育局管理担当課長

ICTの方でも、傾向といたしましては、最近精神の障害をお持ちの方というのが多いかなというふうに、そういった状況でございます。

小野寺委員

同様に、学校業務サポーターはどうでしょうか。

教育局管理担当課長

学校業務サポーターでございますけれども、同じく精神の方の割合が一番高めという状況になっておりまして、あと、身体の方等もいらっしゃいます。

小野寺委員

先ほど障害の種別を聞いたら精神の方が3分の2ぐらいということなので、当然それぞれの職種においても多くなることは想定できますが。事務サポーターは、これチャレンジ雇用ということで、ここはあれですかね、知的障害の方も相当多いというふうに理解してよろしいんですか。

教育局管理担当課長

事務サポーターでございますけれども、何名かはいらっしゃいますが、割合としては精神の方が一番多くて、その次が知的、その次が身体、そういう状況になってございます。

小野寺委員

やっぱりこのサポーターの方々が業務に携わっていくときに、やっぱりしっかりと研修をしたり、また、仕事を見守ったりする人たちの存在というのは大変大きいんだと思います。これまで私も行政機関も含めていろんなところで障害者雇用の実態、実情を見せていただいたときに、知的障害の方でもかなり事務職でいろんなデータの打ち込みだとかいろんなことをされている方がいらっしゃって、ただ、そこにはやはりそういう障害者と一緒に仕事をするときに、その必要なスキルを持った方がきちっとついていて仕事を教えたり見守ったりしていたという、必ずそういった場面がそこにはあったわけですけども、本県のサポートオフィスでサポーターの方々が業務に携わるに当たって、様々な



丁寧な対応はもちろんしていただいていると思うんですが、こういったことを具体的にやっているのか、そこを教えてください。

教育局管理担当課長

民間企業等の就職を目指します、いわゆるチャレンジ雇用の分野で特に研修等に力を入れておまして、その中で生活リズムの安定ですとかビジネスマナーの向上、また、面談や実務を通しまして御自身に対する理解を深めていただくこと、こういったことに取り組んでおります。

また、学校技能サポーターの例で申しますと、採用後はすぐに学校に配置するのではなく一定期間総合教育センターのほうで配置前の研修期間、これをおおむね2か月程度設けておまして、その中で研修した上で学校のほうに配置すると、そういった工夫をしております。

また、そういう中でサポーターの方から、配置前の研修によりましてしっかり準備ができ不安感の解消にもつながったと、そういった声もいただいているところでございます。

また、研修期間を通しましてサポーターとその担当指導員というのをつくんですけれども、その方との信頼関係の構築ができまして、学校現場の配置後も自信を持って力を発揮することができていると、こういった状況でございます。

小野寺委員

学校に配置されれば、職種によっては1人職場になるということも考えられるわけで、そのときのサポートというのは、今お聞きしたようなことのほかにもありますか。

教育局管理担当課長

例えばチャレンジ雇用であります学校技能サポーターに対しましては、指導員が学校配置後も週1回程度配置先を巡回いたしまして、現場の技能員と連携しながら指導、支援に当たっているという状況でございます。また、別の区分での採用で学校業務サポーターやICT支援員につきましては、これはチャレンジ雇用に比べますと自立度の高い方を想定しているため、指導員が2、3か月に1回程度、配置先を巡回して相談に乗っているという状況です。また、併せまして、メールや電話による相談も行っております。

小野寺委員

障害のある方が能力を存分に発揮されて、やっぱりあとは継続性ですよ、途中で辞めたりしないで、できるだけ長くお仕事を続けていけるように、そのサポートというのはしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それと、報告資料の中で、国の動向として法定雇用率が今後また上がっていくような話だとか、あとは除外率の引下げということがあったんですが、この除外率が10%一律引き下げられるとするとどんな影響が出てくるんですか、具体的に教えていただけますか。

教育局管理担当課長

今回の常任委員会の報告資料の中では、令和4年12月31日時点の人数といたしまして算定基礎となる職員数を記載してございますが、こちらが2万4,426.0人と記載してございます。これが、現在の除外率20%を加味した数、減じた人数となっております。こういったことから推測いたしますと、精緻

な計算はしておりませんが、数十人規模で新たに雇用を増やさないという率の達成できないという試算となりまして、影響は大きいと考えてございます。

小野寺委員

それはあれですか、今数十人規模で新たに雇用しないと、この除外率が引き下がった場合に難しくなると。これは、法定雇用率が今のままだもということですか。

教育局管理担当課長

委員御指摘のとおりでございまして、仮に法定雇用率が同じ率だった場合に、これ除外率ですと分母が小さくできるという形なんですけれども、それが分母が小さくできなくなりますので、そうすると分母・分子の関係で率が下がってしまうと、そういう状況になりますので、例えば2.5%の法定雇用率を達成するためには、より多くの方を採用する必要があるという状況でございます。

小野寺委員

そうすると、例えば今後除外率が引き下げられて、なおかつ法定雇用率が引き上げられるというような制度改正があったときには、かなりこれ努力をしないといけないというようなことになると思うんですけれども、そうした事態に備えて今度どのように取り組んでいくのか、そこをお聞かせください。

教育局管理担当課長

県教育委員会といたしましては、引き続き障がい者活躍推進計画などに基づくこれまでの取組、これを着実に進めてまいります。法定雇用率の引上げ、除外率の引下げなど、現在の雇用実態から高いハードルとなってまいりますけれども、そこをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、雇用率数を増やすだけでなく、これまでも御議論いただきました定着や働きやすさといった、そういった点も重要でございます。法で定められた基準をクリアすることにも注力しつつ、人材育成の強化や相談支援体制のさらなる充実を図りまして、仕事を続けられるための定着支援に一層努めてまいりたいと考えております。

また、今後の取組につきまして障がい者雇用推進会議の場などでも議論いたしまして、障害者雇用の一層の推進につなげていきたいと、そのように考えております。

小野寺委員

そうですね、今おっしゃったように、もちろん数字も大事ですけれども、やはりその中身なんだというふうに思います。県の教育委員会では、この障害者の雇用の促進、これに取り組んでいただいて、また、サポートオフィスも取組として採用を進めているなど、今まさにおっしゃった障害者の方々の定着対策としていろんな努力をされているということは分かりました。

今後、除外率の引下げなど障害者雇用を一層促進していく方向で制度の見直しが進められているということですので、障害者がより働きやすい職場づくりに向けてさらに取組を進めていただきたいと要望いたします。

次に、学校図書館の図書整備について何点か伺います。昨年1月に第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」というものを発表されました。学校図書

館図書の整備、あるいは学校図書館への新聞の配備などが求められておりました、これには地方財政措置等が講じられているというふうに承知をしています。

まず、県立高校の図書整備費の直近3年間の予算額について確認をさせていただきます。

高校教育課長

学校図書整備費でございますが、令和3年度は2,675万3,000円、令和4年度は4,075万3,000円、令和5年度、今回提案させていただいている予算案の中では3,989万5,000円ということで計上させていただいております。

小野寺委員

これは、県立高校1校当たりになるとどれぐらいの予算が配当されているのでしょうか。

高校教育課長

学科により若干配当額違いが出ておりますので平均するとということですが、1校当たりで令和3年度では19万1,000円、令和4年度は29万1,000円、令和5年度も同じく29万1,000円ということになってございます。

小野寺委員

年間の金額として大体20万円から30万円弱というところなんです、この予算というのはどうなんだろう、ちょっと私も比較対象が明確じゃないので何とも言えないんですけどもね。例えば、去年ニュースになったのは、相模原でこれ当初予算、だんだんだんだん相模原も小中学校の図書費が削られてきて、2年前の4,000万円から2,300万円ぐらいまで減ってきて、それが秋の補正予算で9,400万円補正がついて1億を超えたというニュースがありました。これ、相模原の小中学校105校あって1億円を超える予算になったわけですけども、小中学校と高校ということで単純比較はできないかもしれないんですけども、今の図書費に関して教育委員会としてはどういうふうに評価をしていますか。

高校教育課長

県費においてなるべく増額を図るようということでは、このところ取り組んでございます。令和3年度から令和4年度におきましては、1校当たりで10万円程度の増額を図ることはできていると。ただ、全体の金額といたしましては、委員御指摘のとおり、決して十分な額ではないという部分もございまして、高等学校におきましては、このほかに保護者負担となる私費の部分での図書費等も活用させていただいている現状がございまして。

小野寺委員

私費で図書購入ということも聞いていますけれども、国の財政措置のある中でやはり十分な図書費というのを確保していただきたいというのが率直な感想であります。

これ、県立高校における図書購入の流れについて次に確認をしたいんですが、これどういう手順踏んで図書館に配架する図書の購入を決定しているのでしょうか。

高校教育課長

購入希望図書につきましては、アンケート等を通じて生徒、教職員等の希望を反映しながら、学校司書等が中心となりながら学校図書を所管する部署にお

いて購入図書を選定し、校長が決裁をいたしております。購入に当たりましては、複数の書店に見積りを依頼し、見積り合わせでより低廉な価格を提示していただいた業者に発注をすると、このような流れで購入をさせていただいているところがございます。

小野寺委員

見積り合わせをした上でということなのですが、その辺りの基準というのはあるんですか、購入先の書店を決める。

高校教育課長

各学校におきましては、教科書ですとか副教材ですとか、そういったものの納入等を依頼している業者もございます。そのほかにも事務用品、消耗品等を納入している業者も多くございますので、特に購入先についての基準等はお示ししてはおりませんが、日頃から学校にそういった事務用品、副教材、そういったものを納入している業者に見積りを依頼することが多いというふうに承知をいたしております。

小野寺委員

地域内の書店を使うケースもそれなりに多いということなのかもしれませんね、分かりました。

次に、これちょうど1年前の令和4年第1回定例会の一般質問で自民党の田中徳一郎議員が取り上げていらっしゃった課題でもあるんですが、これやはり同じく第6次の学校図書館図書整備等5か年計画で、高等学校の図書館に5紙の新聞を配架することが求められているわけですが、これ現在、県立高校どのような状況になっていますでしょうか。

高校教育課長

県立高校におきましては、全ての学校で学校図書館に新聞が配架されているということは確認をいたしております。ただ、5紙を配備できている学校は必ずしも全てではない、多くの学校においては3紙程度の配備にとどまっている現状があるというふうに把握をいたしております。

小野寺委員

高校生にとってメディアリテラシーを育てていくというのは大変重要なことだというふうに思っています。情報が正確なのか間違っているのか、あるいは様々な基準で恐らく情報を取捨選択する力というもの、これがちょうど高校生のときなんかには一番身につけなければいけないようなときだと思っただけでも、県立高校で新聞を活用した授業、これはどういった形で今行われているのでしょうか。

高校教育課長

県立高校におきましては、学校図書館に配架されている新聞、そういったものを活用して授業を行っているという学校もございます。新聞から多様な情報を読み取り自分の意見をまとめたり討論したりする、そういった学習を展開している学校もございます。NIE教育の推進ということで教育に新聞をとという取組を積極的にやっている学校、そういった学校では、こういった授業が多く行われているというふうに承知をいたしております。

そのほかにも、国語の授業等で同じ日付の新聞、これを比較しながらどうい

ったふうに情報の扱い方、伝え方が違っているのかと、そういったことを実感するような形を通して情報リテラシーを身につけると、そういった狙いで授業を行っているところもございます。

小野寺委員

5紙の配備を求めているという、これも何の根拠もなく5紙と言っているわけではないというふうに思いますので、できるだけ、様々な論調がありますからね、そうした新聞を比較しながら情報を読み取っていく力というのをぜひ養ってもらいたいと思っているんだけど、今後この新聞の配備、これはしっかり県立高校の中で進んでいった場合に、図書館の新聞を活用した授業にどういうふうに取り組んでいくのか、そこを確認をさせてください。

高校教育課長

県内高校生の多くがスマートフォンを持参しておりまして、そういったところでニュースをネットから手に入れると、そういった現状が多くございます。そういったところから、情報リテラシー教育、極めて重要なものというふうに認識をしているところでございます。

そうした中で、図書館に配架されている新聞、そういったものを活用しながら新聞を読み比べること、書き手によってあるいは伝え方によって同じニュースであって違った印象で伝わるということを理解することができるよう、授業の中でも図書館にある新聞ということであれば積極的に扱うこともできるということで、その辺りを促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

小野寺委員

ぜひお願いしたいと思いますね。先だって20代の方々とちょっと意見交換をする場があったんですけども、主なニュースはスマートフォンで、今課長おっしゃったようにスマートフォン、ツイッターで調べるというんですね。結局、もう既にそこでバイアスがかかった情報を一方的に受け取るだけで、何かと比較するという機会もなくですね。なので、ぜひ今おっしゃったような情報のリテラシー、これをしっかり身につけられるような教育に新聞を生かしていただければというふうに思っています。

最後にちょっと要望させていただきますがけれども、先ほど図書館の購入で見積り合わせを行って低廉な価格を提示した業者から購入するということは、理解をいたします。これ、いろんな意見があります。私も例えば書店商業組合の皆さん、あるいは地域の書店の方々、決して図書館や学校図書室がそこから本を購入したからといって、今の書店文化の低迷というのか、どんどん今書店さんが少なくなっていますけれども、そうした書店の経営に何か助けになるかという多分そこまでにはならないんだろうけれども、やっぱり地域の中でやはり学校と協力をしながら本を選んで一緒に学校の図書室という環境をつくっていくということは、割と真剣に考えていらっしゃる書店業界の方々も多いんですね。

やっぱり今入札の場合、出版社の最初の卸値というのは、大体地元商店は6掛けぐらいなんですけれども、大手は5.5掛けを切ってくると。あるいは図書館の専門業者などでは、かなり低廉な価格を提示して入ってくる場合もあるん

だけれども、そうすると出版文化全体の話になると、例えば版元は定価が5%利益率が下がると、収益は8%から9%下がると言われているんです。そうすると、例えば地元の書店ではなくて例えば大手の書店、あるいはそういった図書館に納入する専門業者、あるいはAmazonだとかそういった大きいところが版元の主な流通の窓口になっていくと、特に良質な本を作っているところって本当に小さな出版社が多いです、そういうところがどんどん淘汰されていくということにもなるんですね。

だから、地元の図書館や県立高校などで地元の本屋さんから例えば本を買ったとしても、その書店全体、今の業界を助けることにならないとおっしゃっている方も、出版文化全体を考えたときには、やはり出版物の多様性とか読書の多様性を考えたときには、やはり売れ筋だとか消費される読書だけではないものをしっかり図書館に入れていかなければいけない、図書室に入れていかなければいけない、そういうことを考えると、やはり本当に司書の先生方と地元の書店さんなんか力が合わせながら、いわゆる奥行と幅のある蔵書というものをつくっていく、そうしたいわゆる選書、本を選ぶ、そうした取組であってほしいなど。1冊、1冊きめ細かく買っていく作業の積み重ねって結構大変なんですけれども、やはりさっき教えていただいたように限られた予算の中で本当に良質の図書を図書室、図書館に入れていくためには、そうした作業が必要なのかなというふうに思いましたので、ちょっと最後、そんなことを申し上げました。

あと、新聞に関しては、先ほど申し上げましたけれども、地財措置も講じられているわけですから、できるだけそれに沿った配備をお願いしたいというふうに要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。